

柏市国民保護協議会運営要領（案）

（目的）

第1条 この要領は、柏市国民保護協議会条例（平成18年柏市条例第6号。以下「条例」という。）第6条の規定により、柏市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会議）

第2条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、協議会開催の必要があると認めるときは、会長に会議の招集を求めることができる。

（委員の権限の委任）

第3条 委員は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第40条第4項各号に定められた区分に応じ、別表に掲げるとおりとする。

2 委員（前項の別表中第8号に掲げる委員を除く。）が協議会の会議に出席できないときは、当該委員と同一の機関又は組織に属する者で、あらかじめ委員が指名する者にその権限を委任することができる。

（部会）

第4条 協議会の部会（以下「部会」という。）は、部会長が招集する。

2 部会長は、部会を招集するときは、あらかじめ会長にこれを通知しなければならない。

3 部会長は、部会の経過及び結果を協議会に報告しなければならない。

4 部会の運営に関して必要な事項は別に定める。

（事務局）

第5条 協議会の事務局は、柏市国民保護協議会の担当課に置く。

附 則

この要領は、平成 年 月 日から施行する。